

乳幼児用テーブル取付け式座席の検査マニュアル

制定 平成6年7月20日
製品安全協会

I. 安全性品質について

1. 外観及び構造

(1) 認定基準 [3. 1. (1)]

- ① 「仕上げは良好」とは、外観上の変形、変質、表面損傷等がない状態をいう。
- ② 「身体を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ、突起等」には、組立時・収納時に保護者等の手指が触れる部分も含むものとする。

(2) 基準確認方法 [3. 1. (1)]

- ・ 「目視、触感等」には、操作による確認も含むものとする。

(3) 認定基準 [3. 1. (2)]

- ① 「組立ては容易」とは、取扱説明書に明示されている組立方法に従って組み立てたとき、誤りがなく、かつ、容易に組み立てられることをいう。
- ② 「使用上支障のある緩み、がた、変形等」には、著しい曲がり、ねじれ、傾き等を含むものとする。

(4) 認定基準 [3. 1. (4)]

- ① 「容易にテーブルから外れない」とは、取扱説明書に明示されている組立方法、使用方法等に従って座席を試験用テーブル¹⁾(以下「テーブル」という。)に無負荷の状態に取り付けた後、テーブルを前後・左右にそれぞれ水平に5回揺すったとき、座席が外れないことをいう。

注1: 「試験用テーブル」とは、上面が滑らかな光沢仕上げの熱硬化性樹脂で覆われ、下面が滑らかなパーティクルボードで構成されているテーブルをいい、テーブルの厚さが可変できるものとする。
なお、試験に際してはテーブルの上面、下面及びこれらと接触する座席の各部の汚れをアルコール等でよく拭き取り、よく乾燥させた後に試験を行なう。

- ② 「固定具等」とは、座席をテーブルに取り付けるときに、ばね圧等を利用して自動的に固定できる構造のもの、またはテーブルに取り付けた後、簡易な操作方法²⁾によって固定できる構造のものをいう。

注2：「簡易な操作方法」とは、吸盤式、ねじ式、ギヤ式等によるものをいう。

なお、2操作による方法は不適合とする。

(5) 認定基準 [3. 1. (7)]

- ・ 「手指を傷つけるおそれのない構造」とは、乳幼児が座位姿勢で身体を動かしたとき、テーブルとアーム等の間にできるすき間の大きさが変動することにより、手指をはさんで傷つけるおそれのない構造であることをいう。ただし、すき間が変動する場合であっても、すき間の一部が柔軟な材料で構成されており、けがをするおそれのない場合、また、アームが丸みをもった形状で構成されているもの、もしくは角部に丸面取りが施されており、けがをするおそれのない場合はこの限りではない。

2. 寸法

- ・ 認定基準 [3. 2. (1)]

- ① 「手足が届く範囲」とは、乳幼児が正常に使用しているときの範囲をいう。
- ② 「すき間」とは、製品自体の構造による“すき間”をいい、テーブルとアーム等の間にできる“すき間”は除く。

3. 強度

(1) 認定基準 [3. 3. (1)]

- ① 「70N {7kg} の荷重を加えたとき、外れないこと」とは、部品が外れたり・緩んだりする方向に、ばねばかり等を用いて、70Nの荷重を加えたときに部品が外れないことをいう。
- ② 「1箇所に2操作以上の異なった作動機構を有するもの」とは、部品の解除が2操作以上で行なわれる構造のものをいう。

(2) 認定基準 [3. 3. (2)]

- ・ 「異状」とは、固定部の緩み、がた、著しい曲がり、ねじれ、傾き等をいい、テーブルへの取付けまたは折り畳み操作に支障がある異状も含むものとする。

(3) 基準確認方法 [3. 3. (2)]

- ・ 「6面」とは、“上・下” “左・右” “前・後” の各面を指す。

(4) 認定基準 [3 . 3 . (3)]

- ・ 「異状」とは、固定部の緩み、がた、著しい曲がり、ねじれ、傾き等をいう。

(5) 認定基準 [3 . 3 . (4)]

- ・ 「異状」とは、固定部の緩み、がた、著しい曲がり、ねじれ、傾き等をいう。

(6) 認定基準 [3 . 3 . (5)]

- ① 「各部」とは、シートベルト及びシートベルト以外の各部をいう。
- ② 「異状」とは、破損、緩み、切断、縫い糸の切れ、かしめの外れ等をいう。

(7) 認定基準 [3 . 3 . (6)]

- ① 「各部」とは、シートベルト及びシートベルト以外の各部をいう。
- ② 「異状」とは、破損、緩み、切断、縫い糸の切れ、かしめの外れ等をいう。

(8) 認定基準 [3 . 3 . (7)]

- ① 「各部」とは、股ベルト及び股ベルト以外の各部をいう。
- ② 「異状」とは、破損、緩み、切断、縫い糸の切れ、ホックの外れ等をいう。

(9) 基準確認方法 [3 . 3 . (7)]

- ・ 「300N {30kg} の荷重を1分間加えて」とは、股ベルトの表面に直角に荷重が加わるように確かめながら、静かに引くことをいう。その際に丸棒は、股ベルト以外に接触しないようにする。

4. テーブルへの取付け性

・ 認定基準 [3 . 4]

- ① 「テーブルからの外れ」には、滑り止めキャップ、吸盤等が所定の位置からの著しいずれも含めるものとする。
- ② 「異状」とは、固定部の緩み、がた、著しい曲がり、ねじれ、傾き等をいう。
- ③ 側方とは、左右両方向をいう。

5. 材料

- ・ 認定基準 [3. 5. (1)]

- ① 「耐食性材料」とは、ステンレス鋼等のさびにくい金属材料をいう。
- ② 「防せい処理」とは、めっき、塗装等の処理をいう。

6. 付属品

- ・ 認定基準 [3. 6]

付属品の安全性の合否については、製品安全協会と検査機関で協議して判定するものとする。

Ⅲ. 表示及び取扱説明書について

1. 表示

- ・ 認定基準 [4. 1]

「容易に消えない」とは、手または布でこすったとき、消滅もしくははく離がない状態をいう。

2. 取扱説明書

- ・ 基準確認方法 [4. 2. (3)]

組立及び使用方法は、図で明示することが望ましい。